

4. 学生生活における留意事項

この留意事項は、学則・諸規程と共に、社会生活に直接関係し、学生として守らなければならないルールです。学生としての品位と誇りをもって行動し、自分自身はもちろん、日産校の名誉を傷つけ信用を失わせることのないように心掛けてください。

身分証明書の携帯

「身分証明書」は本校の学生であることの証明書であるので、常に携帯し、大切に扱う。紛失したり汚損したりしたときは、学生窓口にて再発行の手続きを行ってください。

就学態度

就学態度は以下の項目を遵守する。

- ・予習、復習を日課とし、授業には積極的に参加する。
- ・授業中の私語、居眠り等は厳禁。
- ・実習では車両、教材、機器、工具類の取扱方法の理解を十分深めるとともに、お客さまの車の扱い方を習得する。
- ・実習場にカバン類を持ち込まない。
- ・授業中の飲食は禁止。机の上や足元に飲食物を置かない。
- ・飲食は定められた場所（食堂、学生ラウンジ、及び各教室）と時間で行う。
- ・学校内でチューインガムは、噛まない。
- ・登校後の外出には教員の許可を得る。
- ・授業やクラブ活動に不要な物は持ち込まない。

教材、工具、機器の取り扱い

- ・授業で取り扱う車両、教材、機器・工具類は大切に扱う。
- ・教材車両にはカバー類を取り付けて作業する。
- ・実習開始前および終了後に各機材を点検し、異常があった場合は担当教員に報告する。
- ・個人工具は、使用后員数等を確認する。また、持ち帰りは禁止する。

挨拶の励行

相手（お客さま、教職員）からの挨拶を待つのではなく、自ら進んで（明るい笑顔で、元気に）挨拶する。

<日産販売会社の接客 7つのキーワード>

- ・いらっしゃいませ、こんにちは。

- ・かしこまりました。
- ・少々お待ちくださいませ。
- ・大変お待たせいたしました。
- ・申し訳ございません。
- ・恐れ入ります。
- ・ありがとうございました。またお待ちしております。

身だしなみ

身だしなみは、周囲に不快感を与えることがないように心掛けてください。学外活動時や教員の判断により、ルールに無いものについても指導を行うことがあります。特別事情等により配慮を希望する方は相談してください。

学外活動：入学式・卒業式・企業訪問・採用試験・レース活動・東京オートサロン・大阪オートメッセ・学生フォーミュラ・出張授業・オープンキャンパス活動等

＜実習服の着用＞

- ・日産自動車 おもてなしスタンダードに準ずる。

＜通学時の服装＞

- ・登下校は私服とする。（学校のユニフォームでの通学は禁止）

＜実習時の頭髪、装飾品等のきまり＞

- ・髪型は、実習帽子が正しくかぶれるように整髪すること。
 - ・肩を超えるロングヘアーについては、巻き込み事故を防止するため、まとめて結ぶこと。
 - ・つかめるような長いヒゲは、怪我や巻き込み事故などを防止するため、まとめる。または、整えること。
 - ・装飾品は、車両への傷付きや、巻き込み、感電などの事故・怪我を防止するため、全て外すこと。
- ただし、ピアスの穴が塞がることを防止するための目立たないものについては認める。

＜刺青（タトゥー等）のきまり＞

- ・刺青（タトゥー等含む）は禁止。すでにある場合は、他人の目に触れないよう衣服等で隠すこと。

報・連・相

校内での報告、連絡、相談は必要に応じて欠かさず行うこと。特に以下の項目は必ず担任、担当教員に報告、連絡、相談する。

- ・授業中に気分が悪くなったり怪我をしたりしたときは、速やかに担当教員に連絡し、指示を受ける。
- ・本校の諸施設・設備等に故障や破損または異常を発見したり、機器、備品を紛失したりした場合は、ただちに教職員に報告しその指示に従う。
- ・校内、校外に関わらず何らかの事故に遭った時には、速やかに学級担任に連絡する。
- ・アルバイトを行う場合は、学級担任と相談する。（アルバイトは学業との両立が前提）

連絡・掲示

学校から学生への連絡・案内・照会等は、掲示にて行う。

- ・掲示によって告示された内容は、すべて学生に周知されたものとする。
- ・掲示を確認しなかったために不利益を被ることもある。自分の責任において、必ず掲示板を見る習慣を付けておく。

健康管理

健康で充実した学校生活を送るために健康管理には十分注意する。特に食事、睡眠、適度な運動は生活の基本。3食バランス良く食べ、十分な睡眠をとり、適度な運動を心がける。

積極的な参加

- ・学校主催の学内外の諸行事は学習の一環であり、学生は積極的に参加する。
- ・学生生活（授業）以外でも積極的に社会とのつながりを持ち社会性を磨く。

例）クラブ活動・ボランティア・催し物（フェスティバル）・資格取得など

届 出

必要に応じて以下の届出を学校に対して行う。

- ・本校の“学則”及び“学N A V I”に定められている届出が必要なときは、所定の様式をもって事前に届け出る。
- ・各種証明書が必要な時は、学生窓口にある所定の申請用紙に記入し、券売機で証紙を購入・貼付して申し込む。
- ・補習等を受けたい場合は、学生窓口にある所定の用紙に記入し、教科担当に申し込む。
- ・自転車通学及びバイク通学を希望する学生は、届け出る。（所定のステッカーを指定された場所に貼ること。）

盗難防止

校内では、公共の場所と同じように「貴重品は常に身につけておく」「所持品から目を離さない」など、自身の所持品は責任を持って自己管理する。

- ・個人ロッカーは必ず施錠し、私物は自分自身で確実に管理する。
(ロッカーの上に財布などを置き忘れない)
- ・自転車は必ず鍵をかけ、所定の駐輪場へ置く。
- ・盗難の現場を発見又は盗難に遭った場合は、そのことを直ちに教職員に通報する。

災害・火災予防

災害、火災は少しの油断と判断ミスで起こり、自分のみならず、他の学生や教職員を巻き込む恐れがある。常日頃からルールは厳守し、災害、火災の防止に努める。

- ・実習作業、および車両の取り扱いは、教員の開始の指示を受けてから行う。
- ・教材車両に必要な時は乗り込まない。
- ・授業中は自分の安全を守るために、帽子、安全靴、実習服、保護具等指定されたものを正しく着用する。
- ・実習場内は走らない。
- ・共同作業は必ず声を掛け合い、お互いの安全を確認しながら進める。
- ・実習車両の運転は教員から指示された者（普通自動車運転免許取得者）が行う。
- ・災害・火災防止のため、教室、実習場は常に清潔に保ち、整理、整頓、清掃を心がける。
- ・昼休みや放課後などの授業時間外は教員の許可なく実習場に入らない。
- ・万一の場合に備えて、非常口、救命用具、警報器、消火器、消火栓のある場所を確認しておく。
- ・火災が発生した場合は、教職員の指示に従い速やかに安全な場所へ避難する。

学生の通学

- ・学生の通学手段は、原則として徒歩及び公共交通機関の利用によるものとする。
- ・自転車通学、自動車通学、バイク通学は許可制とし、別途ルールを定める。学校で定める車両規定に沿って車両検査を行い許可の可否を決める。違法改造でなくても通学車両にふさわしくないと判断したときは許可しないことがある。
- ・学生寮へは事前に申請して許可された車両以外に乗り入れ、駐車、一時駐車はできない。また、在寮する学生本人の車両を月極駐車場へ置く場合は事前に申請し、受理された場合のみ許可される
- ・学校の授業や行事などで車両の乗り入れを行う事情がある場合は、事前の相談により許可する場合がある。この場合、他の学生が同乗することは認めない。

交通マナー

自転車

通学時の自転車の無謀運転や道路交通法規違反などは地域社会に多大な迷惑を及ぼすばかりではなく、事故になった場合は加害者、被害者の別なく不幸を被るため、通学時には十分注意する。

- ・通学時は他の通行者（歩行者、自転車、バイク、自動車）の進路の妨げにならないように注意する。
- ・自転車の運転は、携帯電話の使用、ヘッドホン・イヤホンの使用はせず、交通ルール・マナーを遵守する。

（自転車通学は、許可制で安全講習を義務付ける）

- ・雨天時、自転車の傘さし運転は禁止。レインコートなどを着用する。
- ・自転車には前後輪ともにブレーキの装着をし、ともに制動すること。
- ・走行時は自転車専用道あるいは車道の左側を走行し、信号を遵守すること。また、複数台で道路を並走して、他の通行者（歩行者、バイク、クルマ）の進路の妨げにならないように注意する。
- ・夜間走行時は灯火装置を作動（点灯）させ、安全走行をすること。

自動車・バイク

- ・通学時は他の通行者（歩行者、自転車、バイク、自動車）の進路の妨げにならないように注意する。
- ・日常点検を適宜実施し、車両の劣化・消耗等のチェックを行う。
- ・道路交通法を遵守し、危険運転、飲酒運転などは、絶対にしてはならない。
- ・道路交通法を遵守する誓約書を提出し、常に安全運転を心掛ける。

不正改造の禁止

自動車業界に属する私たちは、「不正改造撲滅」を推進する立場にある。

「不正改造をしない」「不正改造車の運転および乗車をしない」ことを、誓約書にて提出し、自動車保安基準の遵守に努めることとする。

以下が遵守されない場合は、懲戒処分に処する場合がある。

1）学校への通学車両

学校が車両を確認し、認めたもの

2）自宅にて使用する車両について

保安基準に適合していること

3）販売会社への乗り入れ車両

（インターンシップ、内定者研修等は、原則、公共交通機関を使用）

基本的に純正仕様車両とする。

- （1）販売会社へ乗り入れる際は、車両確認を実施する

(2) 対象販売会社には事前に以下を提出

- ①乗り入れ車両の写真
- ②自動車保険証
- ③不具合の指摘があれば即時修復する同意書

インターネットの利用

1. SNS*やブログ(Blog、Weblog)には以下のような特性があります。このため、利用を誤ると。ネット上でのトラブルに巻き込まれたり、自分だけでなく他人にも被害が及ぶこともあります。利用に際しては、日産校学生たる情報発信者としての自覚と責任を持ち良識ある内容で利用するようにお願いします。2 項に具体的な注意事項を記載しますので遵守願います。

- 1) 投稿した内容は転載等で瞬時に広がる
- 2) オリジナルを削除しても転載されたものは削除できない
- 3) 匿名で投稿して発信者を特定できる
- 4) 投稿されている情報が正しいとは限らない

主な SNS* : LINE、TikTok、YouTube、Instagram、Facebook、X、Ameba、mixi、Mobage 等

2. 法令遵守はもちろん、日産校学生としてモラル及びマナーの観点から、以下を守らない場合は、懲戒処分の対象となる。また以下に対する違反情報を入手または発見した場合は、速やかに教職員に報告・相談をすること。

- 1) 学生、教職員などの第三者の実名、写真をはじめとする個人情報、プライバシーに関わる内容を、本人の同意無しに投稿してはならない。
- 2) 事実に基づいたものであっても、第三者を困らせるもの、対象となる個人や団体等の社会的評価をおとしめる名誉棄損、誹謗・中傷に当る投稿をしてはならない。
- 3) 映像、音声、音楽など著作権や知的財産の侵害となる投稿をしてはならない。
- 4) 日産校はもちろん、日産圏のロゴ、名称や商標の含まれる映像、写真を許可無く使用してはならない。
- 5) 日産圏の機密情報（資格試験・履修試験関連情報、新技術、新型車情報等）を投稿してはならない。
- 6) 個人的意見・行動を日産校全体の意見・行動ととられかねない表現、ヤラセ、サクラ行為、過度の賞賛等、日産校に関する誤った理解に繋がる恐れのある投稿をしてはならない。
- 7) 上記の他、社会的規範への違反や反社会的投稿も行ってはならない。